

妊活・不妊治療のお悩みに答えます

妊娠したい方のための
無料相談窓口

毎月第3水曜日に、妊娠を希望する方の何でも相談窓口を開設しています。ご夫婦での相談、お一人での相談、どちらでもかまいません。お気軽にご相談ください。

と き 毎月第3水曜日
(2月15日、3月15日)
13:00~16:00

と ころ 岸本保健福祉センター
団体事務室

費 用 無料

担当者 ミオ・ファティリティ・クリニック スタッフ

相談例 ・妊娠しないけどどうしたらよいの？
・受診したらどんな検査、治療があるの？など

問い合わせ先 健康対策課 TEL:0859-68-5536



広告入り封筒 寄附募集中

町の封筒に広告を掲載して、
会社やお店のPRをしませんか

町の公用封筒は、町民を中心とする町内外のさまざまな方への宣伝媒体として最適です。サービスや商品の紹介など、販売促進にぜひご利用ください。

概要

- ・企業及び事業者が、基準を満たす広告を掲載した封筒を作成し、町に無償提供（寄附）
- ・寄附された封筒を、町が公文書などの発送で平成29年度に使用

募集内容 広告入り封筒 3種類
(長形3号、角形2号、長形40号)

注意事項 封筒には、仕様や広告基準などの条件があります。希望される方は、町の審査、打ち合わせ後に封筒を作成してください。

申込み・問い合わせ先

総務課 TEL:0859-68-3111

ふるさと納税 お礼の品 募集中

お礼の品で全国にPRしてみませんか

ふるさと納税寄附者へのお礼の品として、伯耆町の魅力を発信・PRできる地場産品・特産品などを募集します。

応募要件

- ・伯耆町に事業所を有する法人その他の団体及び個人事業者
- ・次の要件を全て満たす物であること
- (1) 伯耆町内で生産、加工または販売されている
- (2) 伯耆町の魅力PRにつながる
- (3) 数量的に安定供給が見込める
- (4) 寄附者に安全に送付できる

応募締切 3月10日(金)

応募・問い合わせ先

総務課 ふるさと納税担当
TEL:0859-68-3111
メール:h_furusato@houki-town.jp

柝原が祭事用太鼓ほか 備品を整備

—コミュニティ助成事業活用—

(一財)自治総合センターが宝くじの収入を財源に行っている「コミュニティ助成事業」を活用し、柝原集落が祭事で使用する太鼓やイベント用備品を宝くじの助成金で整備しました。

これにより、集落の伝統行事の継承と発展が期待されます。



祭事用太鼓



イベント用テント

問い合わせ先

企画課 町づくり推進室 TEL:0859-68-3113

受給対象者は3月1日(水)までに申請を 平成28年度臨時福祉給付金、 障害・遺族年金受給者向け給付金



所得の少ない方や年金生活者などで要件を満たす方を対象に、給付金を支給します。申請期限を過ぎると、支給を受けることができません。まだ申請をしていない人は、早めに申請してください。

平成28年度臨時福祉給付金

消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に支給します。

対象者

平成28年1月1日に伯耆町に住所があり、平成28年度分の住民税が非課税の方(課税者の被扶養者や生活保護の受給者などを除く)
※「高齢者向け給付金」支給対象者も受給できます。

支給額 1人につき 3,000円

障害・遺族年金受給者向け給付金

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者を支援するため、対象者に支給します。

対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金などを受給している方(「高齢者向け給付金」受給者を除く)

支給額 1人につき 30,000円

※どちらの要件にも該当する方は、両方の給付金を受給できます。

申請先 住民課、分庁総合窓口課 **申請期限** 平成29年3月1日(水)

提出書類

- ①申請書(対象と思われる方へ8月下旬に郵送しています)
※再発行を希望する方は、申請先にお申し出ください。
- ②本人確認書類(健康保険証、運転免許証の写しなど)
※支給対象者全員分の本人確認書類が必要
※代理申請の場合、代理者の本人確認書類も必要
- ③振込先通帳の写し(金融機関名・口座番号・口座名義人、名義カナが分かる通帳またはキャッシュカードの写し)
※平成27年度臨時福祉給付金と同じ振込先を希望する場合は不要

注意

- ・平成28年1月1日(基準日)に住所がある市町村で申請をしてください。
- ・市町村によって、申請期限が異なりますので、ご注意ください。
- ・給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

問い合わせ先

住民課 TEL:0859-68-3115

スポーツ安全保険に加入しよう

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動を行う4人以上でご加入ください。

対象になる事故 グループ活動中の事故、往復中の事故 **保険期間** 平成29年4月1日~平成30年3月31日

加入対象	年間掛金 (1人あたり)	傷害保険(保険金額)			
		死亡	後遺症(最高)	入院(日額)	通院(日額)
○こどもの団体(中学生以下)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
○大人の文化・ボランティア・地域活動(高校生以上)					
大人のスポーツ活動(高校生以上64歳以下)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
65歳以上のスポーツ活動	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円
危険度の高いスポーツ活動	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円
賠償責任保険 対人・対物賠償合算1事故5億円 (免責金額なし) ただし、対人賠償は1人1億円限度		突然死葬祭費用保険 突然死(急性心不全、脳内出血など)葬祭費用支払限度額180万円			

問い合わせ先

スポーツ安全協会鳥取県支部 TEL:0857-26-7802
伯耆町総合スポーツ公園 TEL:0859-68-3775